

工事請負契約書の読み替えについて

令和7年10月1日以後に締結する契約手続きにおいて、対象となる案件について、電子契約の手続きを適用することから、改正前約款を用いて書類の取り交わしを行った、令和7年度契約の工事請負契約書の文京区標準契約約款について、下記の対照表のとおり読み替えるものとします。

改 正 後	現 行
<p>第1条から第55条まで省略</p> <p><u>(契約書を電磁的記録により作成する場合における契約の効力)</u></p> <p><u>第56条 契約書を電磁的記録により作成する場合において、この契約は、甲及び乙が電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名をいう。）の措置を行った日にかかわらず、当該契約書の契約確定年月日の欄に記載する日に確定したものとみなし、当該日から効力を有するものとする。</u></p> <p>(補則)</p> <p>第57条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p style="text-align: center;">個人情報の保護に関する特記事項 (略)</p> <p style="text-align: center;">契約における暴力団等排除措置に関する特記事項 (略)</p>	<p>第1条から第55条まで省略</p> <p>(新設)</p> <p>(補則)</p> <p>第56条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。</p> <p>発注者と受注者とは、本書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保管する。</p> <p style="text-align: center;">個人情報の保護に関する特記事項 (略)</p> <p style="text-align: center;">契約における暴力団等排除措置に関する特記事項 (略)</p>